

大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「市規則」という。）に定めるもののほか、大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に係る申請、決定等について必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 この要綱による補助金は、厚生労働省老健局長通知「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号）に基づき本市が実施する「認知症介護指導者養成研修」（以下「指導者研修」という。）への参加を支援するため、本市域内に事業所を有する社会福祉法人又は指定居宅サービス事業者等（以下「法人等」という。）の職員派遣にかかる必要な経費の全部又は一部を補助し、もって本市における認知症介護実務者の資質の向上を図ることを目的とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象者は、法人等であり、次の各号の全てに該当する者を雇用し、指導者研修の受講者として該当職員を派遣するものとする。

- (1) 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者
- (2) 次のいずれかの要件に該当する者であって、相当の介護実務経験を有する者
 - ア 介護保険施設・事業者等に従事している者
 - イ 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者
 - ウ 民間企業で認知症介護の教育に携わる者
- (3) 認知症介護実践研修修了者（「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）であって、実践リーダー研修を修了した者（旧通知により実施された専門課程を修了した者を含む。）又はそれと同等の能力を有すると本市が認めた者
- (4) 指導者研修修了後、本市が実施する認知症介護実践研修等の企画・立案に参画し、又は講師として従事する意志のある者
- (5) 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者
- (6) 地域における認知症介護研修修了者等のネットワーク形成の推進に協力することが見込まれている者

(補助金の金額)

第4条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、補助金の交付対象となる経費及び交付基準は、別表に定めるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、「大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金交付申請書〔様式第1号〕」に市規則第4条各号に掲げる事項を記載し、事業実施20日前までに市長に提出しなければならない。

2 同条第4号の市長が必要と認める添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書〔様式第1-2号〕
- (2) 収支予算書〔様式第1-3号〕
- (3) 同意書〔様式第1-4号〕

(交付の決定)

第6条 補助金の交付の決定又は交付しない旨の決定にあたり、市規則第5条第4項の通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、「大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金交付決定通知書〔様式第2号〕」により通知し、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、「大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金不交付決定通知書〔様式第3号〕」により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付申請をし、補助金の交付の決定を受けた者が、市規則第8条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、「大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金交付申請取下書〔様式第4号〕」により行うものとする。

2 同条第1項の市長が「市長の定める期日」は、補助金の交付の決定を受けた者が交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日以内とする。

(交付の時期等)

第8条 市長は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の完了後、第14条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助額の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、市規則第6条第1項第1号の交付条件に基づき補助事業の内容等を変更しようとするときは、「大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助事業変更承認申請書〔様式第5号〕」を市長に対し提出し、承認を受けなければならない。また同項第2号の交付条件に基づき補助事業を中止又は廃止しようとするときは、「大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助事業中止・廃止承認申請書〔様式第6号〕」を市長に対し提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微と認めるときは、この限りではない。

(事情変更による決定の取消し等)

第 10 条 市長は、市規則第 9 条の規定により補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するときは、「大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書〔様式第 7 号〕」により行うものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定の取消しによって、補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった契約解除に係る経費及び賠償金の支払いに要する経費に限り、補助金を交付することができる。

(補助事業等の適正な遂行)

第 11 条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第 12 条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、「大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金実績報告書〔様式第 8 号〕」に市規則第 14 条に掲げる事項を記載し、市長に報告しなければならない。

2 市規則第 14 条第 5 号の市長が必要と認める添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書〔様式第 8-2 号〕
- (2) 収支決算書〔様式第 8-3 号〕
- (3) 事業実施に係る経費の支出を確認できる書類（写）

(補助金の額の確定等)

第 14 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けた時は、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金額確定通知書〔様式第 9 号〕」により補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第 15 条 市長は、市規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、「大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金交付決定取消書〔様式第 10 号〕」により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 14 条の通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

附 則

改正後の要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年度以降の予算により支出する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行し、平成 25 年度以降の予算により支出する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行し、平成 28 年度以降の予算により支出する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行し、令和元年度以降の予算により支出する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

別 表

補助対象経費及び補助基準

対象経費	補助基準	補助率
旅 費	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費は、研修実施場所（認知症介護研究・研修大府センター（以下「大府センター」という。）までの2往復分の旅費とする。 補助対象経路は、原則勤務地から研修実施場所までの区間とし、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するものとする。 大府センターにおける研修日程が年末・年始をはさむ場合は1往復分の加算を認める。 <p>なお、交付決定後に本事項に該当する変更が生じた場合、要綱第9条に規定する届出及び承認を要さない。</p>	100 ／ 100
宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> 大府センター内宿泊施設の宿泊費単価に、必要とする泊数を乗じた額を限度として交付する。 日程初日の前泊及び日程内において研修が実施されない日の宿泊について、上記の必要とする泊数に含む。 	100 ／ 100

〔様式第1号〕

年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地

名 称

代表者の氏名

印

大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額及びその算出の基礎

- | | | |
|----------|-------|---|
| (1) 申請額 | 金 | 円 |
| (2) 算出基礎 | 旅 費 | 円 |
| | 宿 泊 費 | 円 |

2 補助金交付対象事業の名称、目的及び内容

- | |
|--------|
| (1) 名称 |
| (2) 目的 |
| (3) 内容 |

3 添付書類

- | |
|-----------|
| (1) 事業計画書 |
| (2) 収支予算書 |
| (3) 同意書 |

〔様式第1－2号〕

事 業 計 画 書

1 研修受講者氏名

2 受講回次 第 回

大府センター研修Ⅰ	年	月	日～	
	年	月	日 (研修実日数	日)
職場研修	年	月	日～	
	年	月	日 (研修実日数	日)
大府センター研修Ⅱ	年	月	日～	
	年	月	日 (研修実日数	日)

3 補助事業の効果

4 支出内訳

旅 費	円
内訳	

※補助対象経路は、原則勤務地から研修実施場所までの区間とし、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するものとする。

宿 泊 費	円
内訳	

〔様式第1－3号〕

収支予算書

	事項	金額
収入		
	合計	
支出		
	合計	

〔様式第1－4号〕

大 阪 市 長

所 在 地

名 称

代表者の氏名

印

同 意 書

次の職員が 年度認知症介護指導者養成研修を修了した後、大阪市認知症介護指導者の役割を担うことについて、同意します。

記

1 対象職員氏名

2 大阪市認知症介護指導者の役割

- (1) 認知症介護実践研修等の企画・立案に参画し、講師として従事すること
- (2) 地域における認知症地域ケアの推進役を担うこと
- (3) 地域における認知症介護研修修了者等のネットワーク形成の推進に協力すること

〔様式第2号〕

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました認知症介護指導者養成研修事業補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付額 金 円

2 補助金交付の条件

- (1) 補助金交付対象事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、報告を求め、又は本市職員に事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則（以下「市交付規則」という。）及び大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

- (1) 市交付規則第11条の規定により、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知書を受けた日から5年間保存すること。
- (2) 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

〔様式第3号〕

大福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました認知症介護指導者養成研修事業
補助金については、次の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

記

1 交付しない理由

〔様式第4号〕

年　　月　　日

大　阪　市　長

所　在　地

名　　称

代表者の氏名

印

大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金交付申請取下書

年　　月　　日付け大阪市指令福祉第　　号にて通知のありました
認知症介護指導者養成研修事業補助金の交付決定については、大阪市補助金等交付規
則第8条の規定により、次のとおり申請を取り下げます。

記

1　補助金交付決定通知書を受け取った日　　年　　月　　日

2　取下げの理由

〔様式第5号〕

年　　月　　日

大　阪　市　長

所　在　地

名　　称

代表者の氏名

印

大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金補助事業変更承認申請書

年　　月　　日付け大阪市指令福祉第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更する必要がありますので、大阪市長の承認を申請します。

記

1　変更する内容及びその理由

〔様式第6号〕

年　　月　　日

大　阪　市　長

所　在　地

名　　称

代表者の氏名

印

大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金補助事業中止・廃止承認申請書

年　　月　　日付け大阪市指令福祉第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり中止・廃止する必要がありますので、大阪市長の承認を申請します。

記

1　中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間）

〔様式第7号〕

大福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金
事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました
認知症介護指導者養成研修事業補助金については、次のとおり取消し・変更すること
を決定しましたので通知します。

記

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

〔様式第8号〕

年　　月　　日

大　阪　市　長

所　在　地

名　　称

代表者の氏名

印

大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金実績報告書

年　　月　　日付け大阪市指令福祉第　　号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおりその実績を報告します。

記

1　補助金交付対象事業の名称

2　補助金の予定金額　　金_____円

3　添付書類

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 経費の支出を確認できる書類（写）

〔様式第8－2号〕

事 業 実 施 報 告 書

1 研修受講者氏名

2 受講回次 第 回

大府センター研修Ⅰ	年	月	日～	
	年	月	日	(研修実日数 日)
職場研修	年	月	日～	
	年	月	日	(研修実日数 日)
大府センター研修Ⅱ	年	月	日～	
	年	月	日	(研修実日数 日)

3 研修の内容

4 補助事業の効果

〔様式第8－3号〕

収支決算書

	事項	金額
収入		
	合計	
支出		
	合計	

※ 全ての経費について、領収書等経費を確認できる書類を添付すること

〔様式第9号〕

大福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました
認知症介護指導者養成研修事業補助金については、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

1 確定金額 金 円

〔様式第10号〕

大福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金交付決定取消書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました
認知症介護指導者養成研修事業補助金については、次のとおり取消しすることを決定
しましたので通知します。

記

1 取消しの内容

2 取消しの理由